

門真市木材利用基本方針（概要）

1. 趣旨

森林は、水資源のかん養や土砂災害の防止等の多面的な機能の発揮を通じて、住民の安全・安心な暮らしに寄与するもので、適切な整備が求められている。森林整備を促進する観点から、森林整備の過程で発生する木材を有効に利用することは重要である。

木材は森林から持続生産が可能な自然資源であり、特に府内産材をはじめとした国産材を利用することは、森林林業の再生に資することはもとより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の貯蔵など地球温暖化の防止及び資源循環型社会の形成にも寄与するものである。

2. 目的

本市が整備する公共建築物等において木材の利用の促進を図るため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年5月26日法律第36号。）」第12条第1項の規定に基づき、大阪府が定める「大阪府木材利用基本方針」に則して、必要な事項を定めるものである。

3. 目標

本市が今後整備する公共建築物等における木材の利用の目標は、次のとおりとする。

- ①公共建築物の整備については木質化に努める。
- ②木質化に当たっては、可能な範囲で府内産材をはじめとする国産材の利用に努める。
- ③備品、消耗品等の導入に当たっては、可能な範囲で府内産材をはじめとする国産材を使用した製品の導入に努める。

※木質化とは、建築物の新築、増築、改築、模様替え又は改修にあたり、天井、床、壁等、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分並びにこれらの下地等の部分に木材を利用することをいう。